

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

茨城県企業局県西水道事務所長 東ヶ崎 祐二

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称及び数量

県西上水委託原第 08-30-504-0-005 号

県西工水委託原第 08-30-534-0-005 号 合併

天日乾燥床搬出業務委託（以下「委託業務」という。） 一式

(2) 調達する役務の内容等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 1 5 日まで

2 担当部局

〒308－0103

茨城県筑西市辻 2382 番地

茨城県企業局県西水道事務所

業務内容に関すること：浄水課（担当 坂入）

入札事務に関すること：総務課（担当 大滝）

電話 0296－37－7402

所属メールアドレス：kiseisui@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿（以下「入札参加有資格者名簿」という。）の営業種目が役務で、大分類18「施設・設備等の保守管理」の小分類 1「上水道処理施設維持管理」又は小分類 2「下水道処理施設維持

管理」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 本店又は営業所等が、企業局県西水道事務所の給水区域内市町（筑西市、桜川市、結城市、下妻市、常総市、古河市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、土浦市、かすみがうら市、石岡市、八千代町、境町）のいずれかにあること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和8年9月25日（金）まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県企業局県西水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和8年9月25日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める県の休日（土曜日、日曜日及び祝祭日。以下「休日」という。）を除く。

イ 場所

茨城県筑西市辻 2382 番地 茨城県企業局県西水道事務所総務課

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付時間

公告の日から令和8年9月15日（火）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール等による質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年9月18日（金）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール等により回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後4時まで。なお、郵便（書留郵便に限る。）又は持参の場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

T I Fファイルに変換した提出物一式を、電子調達システムにより、提出すること。

または、電子調達システムにより、「入札参加登録シート（テキストファイル）」を送信のうえ、提出物一式は、別途、郵便（書留郵便に限る。）、持参又は所属メールアドレスの方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認通知書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月1日（木）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ封書にて、2の担当部局に郵便（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した見積書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

ア 電子調達システムによる場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

イ 郵便（書留郵便に限る。）又は持参の場合

郵便（書留郵便に限る。）の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時まで。

持参の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 6 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までを除く。）ただし、休日を除く。

上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を記載して提出すること。

(4) 開札場所及び日時

ア 日時

令和 8 年 10 月 7 日（水）午前 10 時

イ 場所

茨城県筑西市辻2382番地

茨城県企業局県西水道事務所 入札室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。）第84条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第79条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話、電子メールによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 会計規程第87条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便（書留郵便に限る。）又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、電子メール、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。